

資料3-2-2-2

関原発第474号

平成31年 1月18日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩根茂樹

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり大飯発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和52年 8月31日付 52安(原規)第237号をもって認可を受け、
昭和53年11月13日付 53安(原規)第264号、昭和54年 5月28日付 54資庁第 7785号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、昭和54年10月31日付 54資庁第13176号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、昭和56年 6月19日付 56資庁第 8318号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、昭和60年 6月15日付 60資庁第 7137号、
昭和60年11月 5日付 60資庁第11805号、昭和61年 6月26日付 61資庁第 8872号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16337号、昭和63年 7月14日付 63資庁第 7656号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3503号、平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 3年 1月21日付 2資庁第12871号、平成 3年 3月26日付 3資庁第 2004号、
平成 3年 5月23日付 3資庁第 5072号、平成 3年12月13日付 3資庁第13043号、
平成 4年12月 2日付 4資庁第12579号、平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、平成 6年 3月31日付 6資庁第 1950号、
平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、
平成 7年 6月12日付 7資庁第 6883号、平成 7年 9月13日付 7資庁第10107号、
平成 8年 8月23日付 8資庁第 8448号、平成 9年 1月31日付 8資庁第12745号、
平成 9年 8月27日付 平成09・08・07資第 9号、平成10年 6月25日付 平成10・06・22資第15号、
平成10年 9月25日付 平成10・08・11資第16号、平成11年 3月29日付 平成11・01・20資第16号、
平成11年 9月 1日付 平成11・07・29資第19号、平成12年 6月26日付 平成12・06・12資第11号、
平成13年 1月 5日付 平成12・08・31資第10号、平成13年 1月19日付 平成13・01・19原第15号、

平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第19号、
平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第77号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第12号、
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第19号、
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第40号、
平成16年10月 5日付 平成16・08・19原第 2号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第23号、
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第16号、
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第12号、
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第17号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第137号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第25号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第14号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 3号、
平成21年11月 4日付 平成21・09・18原第11号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 3号、
平成22年12月13日付 平成22・11・09原第30号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 3号、
平成23年 9月20日付 平成23・07・25原第14号、
平成25年 3月25日付 原管P収第121221003号、
平成27年 6月12日付 原規規発第1506127号、
平成28年 1月20日付 原規規発第1601201号、
平成28年10月26日付 原規規発第1610267号、
平成29年 9月 1日付 原規規発第1709014号、
平成30年12月17日付 原規規発第1812177号で変更認可を受けた大飯発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第13号、
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第12号、
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 8号、
平成15年 9月11日付 平成15・08・28原第10号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第12号、
平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第10号、
平成17年10月24日付 平成17・10・03原第12号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 4号、
平成18年10月23日付 平成18・10・02原第21号、
平成19年 5月30日付 平成19・05・15原第34号、
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第33号、
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第11号、
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第19号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第24号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第16号、
平成22年 9月13日付 平成22・08・04原第 5号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第35号、
平成23年 5月31日付 平成23・05・13原第21号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第22号、
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406095号、
平成27年 9月18日付 原規規発第1509183号、
平成28年 3月24日付 原規規発第16032411号、
平成29年 6月26日付 原規規発第1706266号、
平成30年 6月26日付 原規規発第1806268号及び

2. 変更の理由

(1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

平成30年2月20日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等により、放射性物質を含む液体があふれ出る事象について、従前は容器又は配管の破損としていたものを、改正後の規則等では想定する事象を破損に限定しないこととし、溢水源について容器、配管に加え、その他の設備を含むことが明示され、溢水源として考慮すべき事象や設備の範囲が拡張された。

これらに対応するため、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合の対応に関連する運用事項に係る記載の変更を行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、平成31年2月20日から施行する。

以 上

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p>附 則（平成 年 月 日 平成26原安管通達第4号一 （施行期日） 第 1 条 この通達は、平成31年2月20日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。 ・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、平成31年2月20日から施行する。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>添付 2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2 および第 18 条の 3 関連)</p> <p>1 火災 (中略)</p> <p>2 内部溢水 (中略)</p> <p>2. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 溢水発生時の措置に関する手順 当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングラーからの放水による溢水および地震による溢水が発生した場合の措置を行う。 (以下略)</p>	<p>添付 2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2 および第 18 条の 3 関連)</p> <p>1 火災 (中略)</p> <p>2 内部溢水 (中略)</p> <p>2. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 溢水発生時の措置に関する手順 当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングラーからの放水による溢水、<u>地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</u> (以下略)</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更(その他の溢水が発生した場合の措置の追加)</p>

添付資料

1. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更について

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する
規則等の一部改正に伴う変更について

放射性物質を含む液体があふれ出る事象について、従前は容器又は配管の破損としていたものを、改正後の規則等※では想定する事象を破損に限定しないこととし、溢水源について容器、配管に加え、その他の設備として次に掲げる設備を含むことが明示され、溢水源として考慮すべき事象や設備の範囲が拡張された。

- ・ポンプ、弁
- ・使用済燃料貯蔵ピット
- ・サイトバンカ貯蔵プール
- ・原子炉ウエル
- ・原子炉キャビティ(チャンネルを含む。)

これらに対応するため、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合の対応に関連する以下の保安規定条文の変更を行う。

- ・添付 2 (火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準)

以 上

- ※：・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第九条及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の第9条(溢水による損傷の防止等)
- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第十二条及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の第12条(発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止)